

2013
Jan
31号

あさがお通信

新年明けましておめでとうございます

平成二十五年の新春をご家族皆様お揃いでお迎えのことと存じます。

旧年中は、特定非営利活動法人あさがおの運営に多大なるご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございました。

本年も、変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私どもあさがおは、設立後八年目に入り財政的に独り立ちをしていなければならないところです。しかしながら、自主財源である後見事業収入が安定せず、受託事業なしでは運営し難い状況にあります。

このような中で、理事と職員で構成する「中期ビジョン策定委員会」を立ち上げ、今日までの変化や今後予想される変化にどのように対応するか、今後の

後見ニーズにどう応えていくか等討議を重ねているところです。

昨年十月に児童、DV、高齢者に続き施行された障害者虐待防止法は、法の目的に沿った適切な運用を行うための体制整備が進められて

いるところであり、当法人も微力ながら、協力させていただいております。



昨年十二月八日に開催いたしました権利擁護支援フォーラム in Shiga は、受講

者はじめ主催者が一体となった真に迫る雰囲気の中での研修でした。この、研修で

得たことを更に高め、再びサン・グループ事件の様な虐待事件が起こらないように伝承したいものです。

一方、県・市行政として実施しなければなら

ない分野において、当法人が行政と協働していかなければならない事項については、今後も引き続き積極的に

参画し、権利擁護、成年後見制度の普及・啓発等諸事業の推進に邁進して参ります。

平成二十四年度も残すところ三か月になりましたが、一

昨年から実施し定着しつつある市民等を対象とした「なんでも相談会」第三回目を開催するなど、今年度に計画して

いる諸事業の遂行に向け職員一同一丸となって努力をしているところです。

今後とも、よろしくお願いいたします。

今月の一句

障子はり 迎うる年は 已成金

純坊

新年賀謹



Message

職員 新年の抱負



山本 留美

似顔絵作者が美化してくれました…
ありがとう…(涙)

- ・机の片づけをする!
- ・休肝日を創る!
- ・のんびりと…
ぼちぼちと…
- ・休み、趣味を大事にする!

・ダイエットする…



西川 健一



菅 浩一

(似顔絵に近づくために…)
アンチエイジング!!

脳・皮膚・骨・内臓…あらゆる
老化の進行が想像を絶する勢い
です! どなたか食い止める方法
をお持ちの方は、ご一報ください



尾崎 史

みんなが幸福になれる方法
ってないかなあ…。
ないと思ってあきらめるより、
たとえ要領悪くても
あると信じてすすみたい。
それが私のケ・セラ・セラ。



高野 純

人には、入学・就職・結婚等色々な
節目があるのではないかと思います。
末年の私にとって今年は、一つの節
目を迎えるような気がします。これか
ら、色々な経験を積重ねながら、い
い節目が迎えられるよう地道な努力
をしたいと思います。



千賀 なぎさ



あさがおに来て半年が経ちました。
毎日必死のバッチで頑張っています。
でも全然痩せません。

なぜでしょう??

- ・目指せ -5kg!!
- ・目指せ あさがお宴会部長

- ・なんでも
年齢のせいにしない!
- ・できるだけ
楽しく がんばる!!
- ・1週間に1回くらいは
1万歩 歩く!!!



大野 友利子



伊藤 尚

- ・とりあえず 健康で!
- ・できるだけ 笑顔で!!
- ・片付けをもう少し…
がんばりたい!!!

今年もやっぱり消費者問題に
取り組みます。消費者が被害者
にならない社会を目指して先ず
は“あさがお”から頑張ります!!



棕田 芙規子

滋賀県高齢者虐待問題研修会

報告

11月29日、30日の2日間、平成24年度滋賀県高齢者虐待問題研修会を開催しました。この研修会は市町担当課や地域包括支援センターの職員の方を対象に、虐待ケースの介入時に必要とされる知識や技能等の習得を目的としたもので、谷川社会福祉士事務所の谷川ひとみさんを講師にお招きし、グループワークをまじえたご講義をいただきました。



今回は、本研修始まって以来初めて管理職の方々の参加をお願いしましたところ、多くの方々にご参加いただくことができました。高齢者虐待対応の困難さや関心の強さを感じました。

谷川さんから丁寧でわかりやすく、高齢者虐待防止法の解釈から、市町の責務や役割をご講義いただきました。そのお話のなかで「虐待対応は、コアメンバー会議で始まり、コアメンバー会議で終わる」というフレーズが印象的でした。虐待対応は通常の援助とは異なり、本人や家族からの依頼に基づかないことや、本人や家族の要求と反する支援をしなければならないこともあります。そのため、支援の正当性や責任主体を明らかにしておくことが必要であり、コアメンバー会議の場で確認していくことが重要なのだということを改めて教えていただきました。そして谷川さんは、本法の明記する高齢者本人の保護と養護者への支援のみならず、現場で日々対応しておられる『支援者に対する支援』が大切ということも繰り返されていました。現場で頑張っておられる方々のお役にたてるよう、あさがおも一緒に頑張っていきたいと思えます。

高齢者・障害者なんでも相談会 in 大津

今年度2回目の「なんでも相談会」が11月17日に開催されました！

時間制限もなく、無料で法律から福祉と様々な相談をお受けするこの相談会は、市民にとって『あそこに行けば何か解決の糸口が見える』場となるようにと願っています。

この相談会は、困りごとを抱える当事者だけではなく、その支援をしてくださっている方々・関係者からのご相談もお受けしています。



是非この機会をご活用ください！

第3回

日時：1月19日(土) 13:30~16:30

場所：明日都浜大津 4階 ホール

権利擁護支援フォーラム in Shiga

12月8日に権利擁護支援フォーラム「サン・グループ事件から今～地域で進める虐待防止～」を開催しました。

これは、あさがおも加入している全国権利擁護支援ネットワーク(通称AS-net)が毎年各地で取組んでいる地域フォーラムの近畿ブロック大会として実施したものです。今回は、昨年10月に施行された障害者虐待防止法制定のきっかけとなったサン・グループ事件を取り上げました。同事件被害者の会事務局長の今井一夫さんをはじめ、ご登壇頂いた方々からは、地域で虐待を二度と繰り返さないためにも、この問題に関心を持つこと、気付かないふりをしないことなど、熱い思いを込めたメッセージを投げかけてくださいました。

あさがお職員も原点に立ちかえり、バトンを引き継ぐ一員として、その役割を果たしていきたいと思いました。



「後見活動日記」の執筆にあたって、「そういえば財産管理については取り上げたことがないね」という話になり、今回あさがおの財産管理についてご紹介することになりました。第1回目は～受任直後の財産管理について～整理編です。あさがおで成年被後見人等の財産管理全般を担当しているJさんにインタビューをしました。

Q：受任直後の財産管理ではまず何をしますか？

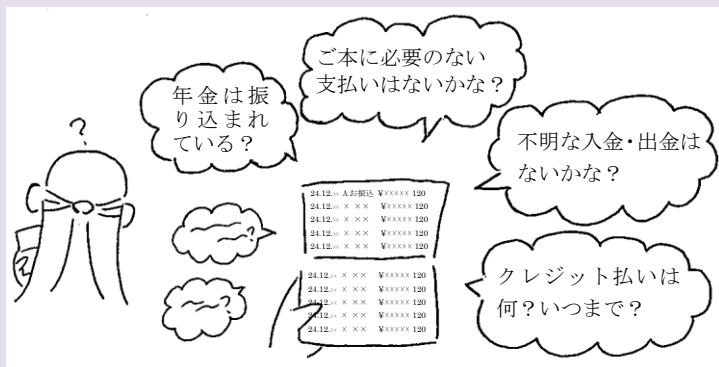
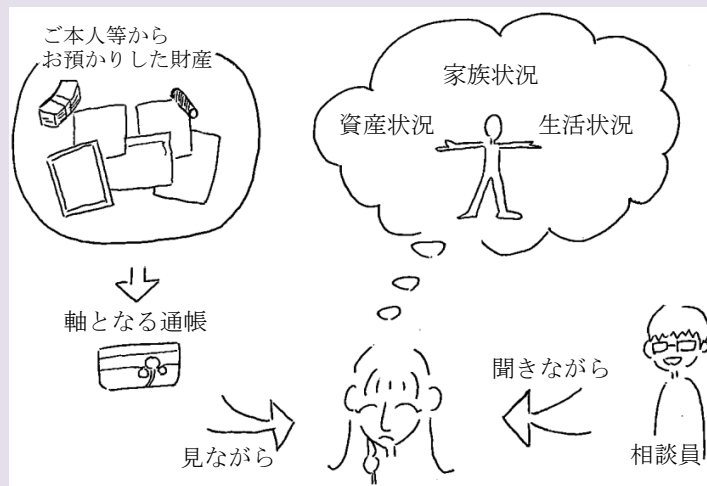
A：私がまず最初にするのは、ご本人等からお預かりしたのを見ながら、相談員からご本人の家族状況・生活状況・資産状況などを詳細に聞くことです。私はご本人にお会いする機会があまりないので、ここで聞き取った内容をもとにご本人を把握していきます。

Q：では、実際にはどのような作業をしているんですか？

A：最終的には銀行の貸金庫で保管する物としない物に整理するのですが、そこに至るまでの確認作業や手続きが色々あります。

Q：貸金庫で保管する物にはどのようなものがありますか？

A：人によって様々ですが、大きく分けると①権利証券、②印鑑、③預金通帳、④保険証券、⑤年金証券、⑥保険証などがあります。



Q：こういったご本人の状況を把握する際に、軸となるものはあるんですか？

A：やはり通帳でしょうか。私の場合は通帳の入金・出金の状況を骨組みにして、聞き取った内容でさらに肉付けしていくというイメージです。

Q：そうすることで、浮かび上がってくるものなどもあるんですか？

A：保険料の引落から保険証券の有無はもちろんですが、通帳に何口も引落がある場合、収支に無理がないのか確認をします。

さらに保険については、保険証券をもとに保障内容や、誰のための保障なのか、何のために入られた保険なのか、被保険者や死亡保険金受取人とご本人とのつながりはどうなのかを確認します。その際例えば、第三者が死亡保険金受取人になっている場合もあります。この場合、こういった経緯から受取人に指定されたのか、ご本人の想いや意志などを聞き、保障額の妥当性を確認していきます。

Q：それでは最後に、皆さんにメッセージを。

A：今まで大切にしてくられた財産ですので、お預かりした時点で過去の動きをできるだけ正確に把握し、適正であるかどうか見極め、相談員とともに責任を持って管理していきたいと思っています。